

経済発展を促す知的財産制度の改善に向けて Improving Intellectual Property System for Economic Development		更新
対象国の条件：		
研修コース番号 :J1804341		案件番号 :1884670
主分野課題 :民間セクター開発/産業基盤制度		
副分野課題：		
使用言語 :英語		
案件概要		
知的財産制度の整備は、海外直接投資や技術移転、産業の多様化などを促進し、健全な社会経済発展にとって不可欠である。ついで、日本の知財制度や日本企業等の知財活用の事例等を通じて、経済発展を促す知的財産制度の理解を促進し、各国における健全なビジネス環境の育成に資することを目的とする		
目標／成果		対象組織／人材
【案件目標】 経済発展を促す知的財産制度について、日本や諸外国の状況を理解し、自国に応用できる知見を得て、具体的な提案ができるようになる。		【対象組織】 ・知的財産庁／特許庁 ・科学技術省／国立研究機関 ・経済産業省
【成果】 1) カントリーレポートを作成し、自国の知的財産制度等の現状を把握し、問題点等を説明できる 2) 知的財産権保護と活用と創造に関する理解の促進、啓発・教育及び専門家育成等について、日本等の制度を参考に自国に適した方策について検討できる。 3) 研修員所属組織において、本研修で得た知見を生かした短期的（1年後程度）及び中期的（3－5年程度）視点での具体的提案を作成する。		【対象人材】 知財分野での3年以上の実務経験
内 容		
講義（本研修採択決定後に精査する。） ① 技術貿易に係る国際的枠組み（TRIPS、パリ条約、ベルヌ条約、PCT他）と国内法制 ② 途上国のための知財制度（特許、商標、実用新案、意匠、著作権、地理的表示他） ③ 技術革新のための法制度（知財法、契約法、雇用契約、優遇措置他） ④ 海外からの技術移転促進に係る法制度（技術移転法、独禁法他） ⑤ 知財エンフォースメント（知財法、関税法他） ⑥ 知財人材育成 ⑦ 新しい知財に関する諸問題（ネット侵害、フォークロア、生物資源等）		本邦研修期間 2018/7～2018/8
		担当課題部 産業開発・公共政策部
視察 ① 特許庁（JP0） ② 文化庁及び著作権管理団体 ③ 税関 ④ 地方の機関（近畿経産局等） ⑤ 知財を活用している大及び中小企業		所管国内機関 JICA関西（業務二）
		関係省庁
		実施年度 2018～2020
主要協力機関	調整中	
特記事項 及び ホームページ		